

各委員の主な意見の概要

1 今後の議論の進め方について

- ・ 示されているスケジュールについては、中間とりまとめや法案提出までの期間が短いことを危惧しており、結論の時期を決めずに、十分議論を行う必要がある。(神田委員)
- ・ 現場の声についてアンケートを取るなど配慮すべき。(神田委員)
- ・ 前政権が講じた負担軽減措置は継続すべきだが、これらの激変緩和措置はあくまで経過措置であり不安定であることから、後期高齢者医療制度の廃止はできるだけ急ぐべき。(阿部委員)
- ・ 自治体が自主的に運営するのが、本来の「広域連合」という制度であるが、国の指示で作られた経緯があるものの、国の決めつけで一方的に地方に負担を求める制度にならないよう、都道府県・広域連合・市町村と協議や検討を十分に行うべき。(横尾委員)
- ・ システムのトラブルや制度的な混乱の問題もあったので、次の制度においては、システムの十分な検証と充実を図るとともに、スケジュール等を十分に検討すべき。(横尾委員)
- ・ 現行の制度の法律が平成18年6月に公布され、その後、整備政令・省令が公布されたが、システム改修が遅れた経緯がある。平成25年4月施行を目指すには、新たな制度の政令・省令を早めに出していただく必要がある。(岡崎委員)
- ・ 制度の議論においては、財政調整、公費、保険料や自己負担の負担割合など、各論が対象となりやすいが、制度そのものが負担の公平を実現していくという根本的な考え方の議論が必要である。(堂本委員)
- ・ 後期高齢者医療制度は定着しつつあり、よりよい形に見直すのであれば、社会保障全体がどうあるべきか、費用負担はどうしていくかといった点について、骨太な議論が必要である。(神田委員)
- ・ 地域や家族の問題を含めて、介護保険との連続性や継続性について議論すべき。(樋口委員)
- ・ 介護保険との連携も含めて、包括的な地域社会づくりの視点で検討すべき。(堂本委員)
- ・ 提供される医療の中身、提供体制、人材の育成など、どのような医療を提供するのかという問題について、診療報酬に限らず幅広く議論すべきであり、別の少人数の議論の場が必要である。(近藤委員)
- ・ 新たな制度の検討を行う前提として、データに基づいた議論を行う必要がある。(岩村座長)

- ・ 医療保険制度については、平成14年までの5年間、さらには10年くらい前から集中して議論が行われていると聞き及んでいる。厚労省で検討され、現制度をスタートされるに至った際のプラスの点、マイナスの点についての情報を共有すべき。(横尾委員)
- ・ だれがどこの保険に加入するかという検討に当たっては、高齢世代の医療費をだれが負担するのかという点と、どの保険者に加入した方が効率的な保険運営がなされるのかという点に分けて議論していく必要があるのではないか。(小林委員)
- ・ この会議は高齢者医療制度のあり方がメインテーマである。被用者保険については、まず、どういう思想で高齢者の医療費を支えるかを議論すべき。若年層から高齢者への支援の方法を集約する方向で議論すべきだ。(白川委員)

2 後期高齢者医療制度等の問題点・利点について

- ・ 制度の移行を短期間で円滑に行うためには、後期高齢者医療制度の利点をどう生かしていくのか、新たに生じた問題をどう解消していくのか、という視点が必要である。(神田委員)
- ・ 後期高齢者の中には、まだ働いて社会で活動している人もいるにもかかわらず、「高齢者の心身の特性」の名の下、すべての後期高齢者を一つにまとめてしまったことが最も大きな問題である。(見坊委員)
- ・ 後期高齢者医療制度は、社会全体の差別解消・格差解消が国際的にも進んできている中で、それに反する制度である。(見坊委員)
- ・ 75歳という年齢で区分する制度は、社会保険の理念や原理原則に反する。(宮武委員)
- ・ 国会での法案審議の段階から、連合は後期高齢者医療制度に反対であると主張してきたので、廃止を前提にした新たな姿の検討については賛成である。(小島委員)
- ・ 高齢者医療確保法の総則の第1条で医療費適正化について規定されているように、後期高齢者医療制度は、医療費抑制を目的としていることに大きな問題がある。(三上委員)
- ・ 現行制度は財政面と医療サービスの提供と2つの問題があった。財政面は凍結されているから問題になっていないだけであり、国の財政は悪化している。医療サービスについても、後期高齢者診療料が実際に僅かしか算定されていないことが示すように、実施されていないから沈静化しているだけと考える。(樋口委員)
- ・ 現行の医療制度は、後期高齢者医療制度、前期高齢者の財政調整、前期高齢者でも70歳以上と未滿で窓口負担が異なること、退職者医療制度、若人の医療保険制度と複数の制度で成り立つ複雑なものであることに問題がある。特に、75歳で区切ることは理解できない。(対馬委員)
- ・ 後期高齢者医療制度は、負担の仕組みが明確で分かりやすくなったという良い点がある。(岡崎委員)

- ・ 後期高齢者医療制度の財政・運営責任の主体や負担のルールを明確にした点については、新制度でも取り入れるべき。(齊藤委員)
- ・ 後期高齢者医療制度については、現役世代と高齢者の負担を明確にしたことや、運営主体を定めて財政責任を明確にし、保険者機能を発揮しやすくしたという良い点もある。(小林委員)
- ・ 後期高齢者医療制度については、現役世代と高齢者の負担が明確になったことや運営主体が明確になったことは良い点であり、新たな制度においても、この点は維持すべき。(神田委員)
- ・ 後期高齢者医療制度は定着しており、苦情もほとんどない状況で運営されている。無用な混乱を避けるため、現行制度の根幹や利点は引き継いだ制度設計を行うことが現実的ではないか。(藤原委員)

3 新たな制度のあり方について

(1) 総論

- ・ 高齢者医療制度に対する世間の反応は敏感である。新たな制度のあり方については、国民の意見をできるだけ反映させるべき。(岩見委員)
- ・ 民主党のマニフェストにおいて、「医療制度への信頼を高める」とあるが、信頼前にわかりやすさが重要である。(岩見委員)
- ・ 保険料の軽減措置により高齢者の反応は落ち着いてきたが、75歳で区切ることや、「後期」という名称自体に対する国民の嫌悪感が強かった。持続可能で信頼ができる制度設計が大切であり、実際に医療を受けられる方の身になった検討をすべき。(横尾委員)
- ・ 高齢者医療制度は、高齢者のためだけではなく、次の世代のことも考えた制度とし、若人も含めて誰もが分かりやすく、公平な制度とすべき。また、高齢者の尊厳を守り、低所得者や障害者にとって温かみのある制度とすべき。(見坊委員)
- ・ 必要な医療が必要な人に必要なだけ与えられる社会となるよう、新たな制度を検討するにあたって、この社会をどういう社会にすべきなのかという理念を掲げるべき。(三上委員)
- ・ 20年後、30年後の超高齢社会を見据えて、若い人と高齢者が一緒になって、人それぞれの生き方を大切にした医療制度を考えていくという理想論的なビジョンが必要である。(樋口委員)
- ・ 高齢者の方々が、医療面でどのような場に置かれたら最も幸福感を持って生涯を終えることができるかという視点で考えるべき。(樋口委員)
- ・ 新たな制度における公平感の実現方法として年金制度のように、医療保険制度の加入歴に応じて按分された給付を受ける方法や、国保と被用者保険のあり方を議論することで実質的な公平を実現する方法が考えられるが、その上で、医療を受ける側の公

平と、財源構成の公平の2つを担保する必要がある。(堂本委員)

- ・ そのためには、各論から入るのではなく、まず公平な負担制度を設計し、高齢者医療費の総額(グロス)を念頭に置いた上で、公費と保険財源の割合、一部負担額の設定を考えるべきであり、そうした段取りで議論した結果、総額が大き過ぎる状況であれば、診療報酬や医療費の適正化の手法を考えればよい。医療費の抑制という視点から議論を始めると、国民の納得が得られないばかりか、今まで以上に複雑で、わかりにくい制度になりかねない。政権交代を機会に、高齢社会の将来を見据えた抜本改革に取り組む姿勢が重要。(堂本委員)
- ・ 国民皆保険制度では、世代間の連帯が重要である。現役世代の負担が高齢者より大きいかどうかを比較するのではなく、国民の一生涯を見据えた公平を考えていく必要がある。(堂本委員)
- ・ すべての国民が、現役世代も高齢者もみんなが、本当に公平な制度なのだと思うようなものにするのであれば、政権交代を成し遂げた政権としての姿勢をお示しいたきたい。(堂本委員)
- ・ 国保と被用者保険の一元化については、所得捕捉が異なることなど、極めて問題がある。(対馬委員)
- ・ 今後の取りまとめに関してはヒアリング等の予定もあると思うが、厚生労働省として、関係者の意見も聴いていただいた上での十分な検証と準備について、配慮と対応をお願いしたい。(横尾委員)
- ・ 高齢者医療制度は支え手となる現役世代の医療保険があって成り立つものであり、新制度の検討にあたり、団塊世代が後期高齢者となる2025年時点までを見据え、現役世代の医療保険の持続可能性を検証することが必要。(齊藤委員)
- ・ 新たな制度の設計にあたっては、まず、「先はこうなる」という、ゴールのプリンスプルやビジョン、「同じ都道府県内で同じ所得なら、同じ負担で、同じ給付が受けられる」といった、分かりやすいシンプルなものをきちんと打ち立てる必要がある。しかし、いきなり実現できるものではないため、ゴールを示しつつ、「1段階目、2段階目でこう変わり、負担はこうなる」とつないでいくようなことも出していく必要がある。そうすれば、国民の皆さんも理解し、納得できるのではないか。(横尾委員)
- ・ 新たな制度には意図しない副作用が常にあるものであり、新制度の影響をモニタリングする仕組みを設け、予期せぬ弊害が発生したらそれを軌道修正できるようにすべき。(近藤委員)
- ・ 地域保険としての一元的運用を目指し、最終的に地域保険になっていくということは、職域保険がなくなるということである。国民全体による社会連帯という形で行くことが前提になるのか、また、同時に組合健保を廃止するということになるのか、合意を得るべき。(三上委員)
- ・ 国民が安心できて、良い医療が受けられるためにどうしたら良いかという議論に戻りながら、長期的に続く制度を考える必要がある。(鎌田委員)

- ・ 本人が被用者保険に加入する場合には、被扶養者も被用者保険に加入することが基本だと思う。(小島委員)
- ・ 所得捕捉の問題も、政府で一部検討が始まったように、社会保障番号や背番号制などの名称はともかく、そのような形での捕捉を行えば可能であるはず。(横尾委員)
- ・ 高齢者医療の事務についても、十分な検証をして、前もって備えていかないとトラブルになる。現制度でも、そのスタート時、減額・軽減措置の時など、その都度にコンピュータトラブルも発生して苦勞が絶えなかつただけに、十分な準備と対応が不可欠である。(横尾委員)

(2) 制度の基本的枠組み

ア 池上委員の案について

<池上委員のご意見>

- ・ 新たな制度は、国民を現役世代と高齢者世代で二分しないこととし、かつ、全年齢で所得に着目したリスク・負担構造調整を行った上で、保険者に保険者機能を発揮させるためにも、都道府県単位で統合して「地域医療保険」とすべき。これにより、最終的には、同じ都道府県に住む方は、同じ所得なら同じ保険料を支払うこととなるが、調整の過程において、負担が急激に増加する保険者については、激変緩和措置として公費を投入すべき。
- ・ 市町村国保を都道府県単位に統合する際には、保険料の算定方式が異なる点や一般会計からの繰り入れを解消する必要がある。統合に向けた動きとして、既に保険財政安定化共同事業等の再保険事業があり、この事業の効果を検証すべき。
- ・ 保険者の統合については、段階的に行い、国民の反応や現場の状況を見ながら軌道修正していく必要がある。また、地域医療保険と被用者保険の統合については、所得捕捉の問題や保険料の賦課方式の統一、社会保障番号に関する議論が不可欠である。
- ・ 平成30年度の目標として、地域医療保険と協会けんぽを統合する。

<各委員のご意見>

- ・ 都道府県単位で年齢・所得調整を行うことは、加入者間の負担の公平性を追求する点では理解できる。(小林委員)
- ・ 都道府県単位で事業所を分割すると、事業主が健康保険の担い手であるという位置づけが薄まり、職場が連帯の基盤であり、事業主が費用負担するという被用者保険制度が成り立たなくなるのではないか。(小林委員)
- ・ 財政調整の強化により、財政力格差是正のための公費の役割縮小の可能性があると思うが、国民皆保険を守るためには引き続き必要との観点から検討すべき。(小林委員)
- ・ 若年者の制度体系については、職域の被用者保険と地域保険の市町村国保による多元的な制度体系が最善である。(対馬委員)

- ・ リスク構造調整を進めると一元化される。保険者の自主性が保てないこと、事業主の協力を得られないこと、保険者機能を発揮しにくいこと等から極めて困難である。(対馬委員)
- ・ 後期高齢者医療制度の廃止後に高齢者・退職者はどこの保険に加入するのか。また、高齢者と若人の保険料算定はどうなるのかが明らかでない。(小島委員)
- ・ 国保と協会けんぽの統合については、所得捕捉の問題もさることながら、現在、事業所を通じて行っている保険料徴収等の事務を、事業所を通さずに行うこととなるが、協会けんぽには地域保険の事務処理に関するノウハウの蓄積がないことから、現時点では極めて困難である。(小林委員)
- ・ 全年齢リスク構造調整は理論的には正しいと思うが、所得捕捉や賦課方式の違いといった問題があり、国保の都道府県単位化よりも実現が困難である。(宮武委員)
- ・ 被用者保険間の負担の公平化、一元化はどのようにして図られるのかという意味では、長妻6原則には一番近い案ではないかと思う。(三上委員)

イ 対馬委員（健保連）の案について

<対馬委員のご意見>

- ・ 高齢者の生活実態、年金制度や介護保険制度との整合性から、国民の理解の得られやすい65歳以上の高齢者を対象とした制度とすべき。ただし、年齢で区分しないとす6原則を踏まえ、65歳以上でも働き続ける高齢者とその家族については被用者保険への継続加入を検討すべき。
- ・ 費用負担や運営責任を明確化するために、「別建て」の制度とした上で、高齢者の医療費を若年者が支える仕組みとする。
- ・ 運営主体については、都道府県単位の公法人等とし、保険者機能を発揮できる仕組みとすべき。

<各委員のご意見>

- ・ 後期高齢者は国保に戻すべき。65歳以上の独立型には反対である。(阿部委員)

ウ 小島委員（連合）の案について

<小島委員のご意見>

- ・ 医療保険の運営は、加入者の雇用・所得形態の同一性が重要であり、被用者健保と国保の二本立てを基本とすべき。このため、サラリーマンOBは退職後も引き続き被用者保険が支えるという「突き抜け方式」(退職者健康保険制度)とし、生涯を通じた予防・保健事業など保険者機能を強化する。
- ・ 退職者健康保険制度の運営主体は、協会けんぽが担うこととし、被用者OBの資格、住所等の管理については、日本年金機構からの情報提供、被用者OB本人からの申請等、さらに議論が必要である。また、新制度発足から、新たな対象者を順次、加入していくことも検討すべき。

- ・ 25年以上被用者保険に加入していた方を対象とするが、女性の進出など現在の雇用状況等を勘案して、被用者であった期間を短縮したり、非正規雇用者・失業者を被用者保険の加入対象とすることを検討すべき。国保に加入している被用者世帯を被用者保険に原則加入させることも、併せて進めるべき。
- ・ 市町村国保については、都道府県単位に広域化し、国保連合会や後期高齢者医療広域連合を活用した組織「公法人」で運営を行うべき。
- ・ 70歳以上の医療給付費への公費は5割とし、国保と退職者健康保険制度の高齢者比率に応じて按分すべき。
- ・ 突き抜け型について、サラリーマンがサラリーマンOBのみを支えるだけで良いのかという指摘については、突き抜け型の財政試算で国保の財政がどうなるかを踏まえて、さらに検討すべき。
- ・ 「社会連帯」は、保険料だけでなく、公費（税）を含めた広い視点から考えるべき。
- ・ サラリーマンOBの保険料の半分を、事業主負担に相当する分として現役被用者グループ全体で負担し、支援するという考え方である。（小島委員）

<各委員のご意見>

- ・ 協会けんぽが業務委託を受けるという点については、1,100万人規模の個人を事業所という基盤もない中で把握していくことは、協会けんぽには地域保険の事務処理に関する体制やノウハウの蓄積等が全くないことから事実上困難である。（小林委員）
- ・ 非正規労働者等の受け皿でもある国民健康保険を再建し、皆保険制度を維持できる体制を検討する必要がある中で、連合が主張する「突き抜け方式」は、それらの方を見捨てることにならないか、という疑問がある。また、突き抜け方式にする場合、地域保険に加入している退職者を呼び戻すとすれば、いかに過去の職歴を検証するのか、極めて難しい作業になる。（宮武委員）
- ・ 就業構造や雇用環境が変化し、高齢化が進展する中で、突き抜け型は現実的ではない。（対馬委員）
- ・ 国民年金受給者が国保に残る一方で、突き抜け方式では健保に厚生年金受給者が加入することとなる。このため、それぞれの制度間の所得格差が大きくなり、低所得者層が多い国保の財政が成り立たないのではないかと。（岡崎委員）
- ・ 被用者保険内で助け合うことにより、若年被用者の納得は得られやすいことがメリットとあるが、社会連帯という観点から、被用者保険内だけの助け合いでよいのか。（三上委員）
- ・ 25年という要件を満たすサラリーマン退職者は男性が極めて多い。男性だけの圧倒的に多い医療保険というのはいかがなものか。（樋口委員）
- ・ 雇用の状況が変化しており、若人の就労形態も変わっている中、一定の職場を中

心に考える案というのは疑問である。(見坊委員)

- ・ 最近、若年労働の問題が課題となり、その形態はパートタイムであったりするため、25年に該当しなくなる。広く国民を救える制度にすべきと思う。政権に近い連合として、新進気鋭の案を期待したい。(横尾委員)

エ 宮武委員の案について

<宮武委員のご意見>

- ・ 国民健康保険は国民皆保険の基盤であり、高齢化が進み定年退職者等が多く加入しても持続可能な制度にする必要がある。人口が少ない市町村において、保険によってリスク分散を行うのは困難であり、ドイツの疾病金庫やデンマークの自治体の例を見ても、保険者を集約せざるを得ない。そのために、都道府県単位の国保とし、後期高齢者医療制度とドッキングさせるべき。
- ・ 年齢区分を廃止するとなれば、後期高齢者は市町村国保に戻るほかないが、その際は、市町村国保は都道府県単位とし、都道府県が直接運営するのか、都道府県単位の広域連合が運営するのかの選択となる。
- ・ 一定年齢以上の方々の医療費について財政調整を行うとすれば、介護保険制度のように、同じ制度の中で、第1号被保険者(現役世代)、第2号被保険者(高齢者)というような区別が必要である。
- ・ 現役で働く高齢者とその家族については、若年者の各制度に継続して加入する。
- ・ 国保を都道府県単位化することは難しいことではあるが、危機感をもってやらなければならない。高齢者医療制度の課題は、高齢者の大半が加入する国保の課題であり、国保を持続可能な形に集約していくことが時代の要請である。
- ・ 国保の都道府県単位化に時間がかかるようであれば、例えば、まずは75歳以上の高齢者を市町村国保に移行させ、2階建ての財政調整を行い、若人については、一定の期間の中で、都道府県単位に移行していくという段階的な対応を考えるべき。
- ・ 知事会は国保の都道府県単位化に反対していたが、現在、埼玉県、岐阜県、京都府、奈良県、高知県においては、国保の都道府県単位化又は都道府県直営といった構想を出している。意欲がある都道府県が先行して都道府県単位化を進めることを認めてもよいのではないか。

<各委員のご意見>

- ・ 高齢者医療の対象者は何歳以上とするのか。また、高齢者と若人の保険料負担の仕組みについて検討する必要がある。(小島委員)
- ・ 国保を都道府県単位化するのは非常に時間がかかる課題であり、5年以内の実現は難しいのではないか。(池上委員)
- ・ 年齢により財政運営の仕組みを分けているが、年齢で区切らないということが出発点ではないか。(池上委員)

オ その他の御意見

- ・ 年齢で区分するあり方を見直し、公的年金の受給者を被保険者として制度設計すべき。(齊藤委員)
- ・ 負担ルールを明確化するために、現役世代の医療保険制度と高齢者の医療保険制度は、何らかの形で別建ての制度にすることが必要。(齊藤委員)
- ・ 保険者について、市町村別では財政運営上、小さな村では、危険が高すぎるとすれば、都道府県単位が良い。(鎌田委員)
- ・ 協会けんぽは都道府県単位の保険料率を導入し、都道府県の支部ごとに労使の代表と有識者からなる評議会を設置して幅広い議論を行うなど、地域の実情を踏まえた保険運営を行っている。また、医療提供の体制は都道府県単位で整備されており、医療サービスも一定程度市町村単位を超えた広域で行われている実態があるので、新しい高齢者医療については都道府県単位とすることを基本として考えていくことが重要。(小林委員)
- ・ 国保は国で一本化するのが一番いいが、それまでの過程として都道府県単位で一本化することが望ましい。(山本委員)
- ・ 企業に勤務しながら市町村国保に加入している被保険者については、制度本来の職域保険に戻すべきであり、職域保険と地域保険の将来的な統合は否定しないが、当面は分立とすべき。(阿部委員)
- ・ 現役として働く高齢者については、若年者の制度への継続加入を検討すべき。(齊藤委員)
- ・ 今後は、雇用されて働く高齢者はじめ多様な働く高齢者が増えていくことを踏まえた医療保険制度のあり方を考えるべき。(樋口委員)
- ・ 国民皆保険を維持するためには、公費の増加が不可欠だが、消費税の議論は先送りにされている。国であっても地方自治体であっても公費負担を増やしていかなければ何ともならない事態となってくると考えるが、国民皆保険を維持していくための国の覚悟が問われている。(神田委員)
- ・ 公平な制度の実施のためには、誰が費用を負担するのかを明確にし、保険料と財源調整による負担について公平性を感じることでできる仕組みとする必要があるが、その緩衝材となるのが公費である。(堂本委員)
- ・ 高齢者や退職者の多い国保を被用者保険が支援することにより、公費の伸びを抑えるため、前期の財政調整や後期高齢者医療制度が作られたと認識している。今後、公費負担の在り方、国保、被用者保険を含めた医療保険制度全体の在り方の検討が重要である。また、被用者保険の一部である退職者医療制度をどう扱うかも含めて議論すべき。(小島委員)
- ・ 医療費通知、明細書の義務化、ジェネリックの使用促進など健保組合は保険者機能を発揮してきた。被用者保険だからこそ、被用者・事業主・労働組合のバックアップを得て、新たな取り組みができる。地域保険だけに視点を当てるのは適当でな

い。(対馬委員)

- ・ 長野県のように健康づくりに取り組んで医療費水準が低い例もあり、地域保険が適切な保険者となれないという考え方は違う。(鎌田委員)
- ・ 当初、老人医療が議論された際の目標は無料化であった。現在は状況が変わっているが、やはり、75歳で線を引くというのであれば、最終的には無料化するといった理想を掲げるべき。(岩見委員)
- ・ 保険料負担の公平性にも、いくつかの視点があるが、社会保険においては裕福な方からは多くの保険料を納めていただくというようなりスク調整の機能は強めるべき。(近藤委員)
- ・ 公平性の視点には保険料だけではなく、健康状態の公平という視点もある。今の日本には、低所得者の死亡率が高所得者の2~3倍という健康格差がある。基本的人権が守られていない現実を直視して、その是正につながる制度にすべきである。(近藤委員)

(3) 運営主体のあり方

ア 都道府県が担うべきとするご意見

- ・ 国保の運営は都道府県単位とすべきであり、市町村では無理。その上で、都道府県か、全市町村が加入する広域連合かとなるが、保険者は都道府県が担うべきである。都道府県が経験や実績がないという指摘については、都道府県と市町村との間で人事交流・出向をすればよい。(阿部委員)
- ・ 現在、47の都道府県後期高齢者医療広域連合が保険者となっているが、これを約1800の市町村に振り分けることは困難であり、新しい制度の運営主体は都道府県が担うべき。(岡崎委員)
- ・ 広域連合は、市町村からの派遣職員で運営しており、人事異動は2年単位であることから、スキルの積み上げが困難。また、都道府県には国保を指導する部署があり、保険者の業務内容について熟知しているため、医療保険に係る事務の実績がないとの指摘は当たらない。(岡崎委員)
- ・ 運営主体は都道府県にすべきであり、人口が少ない市町村では保険が成り立たない。ただし、保険料の徴収は市町村が行うべき。また、一般の方からすると、県庁は敷居が高いイメージが強いので窓口は市町村が行うべき。保険者として都道府県が保険主体としての運営を担い、市町村は個別の対応と役割を担う形がよい。(岡崎委員)
- ・ 介護福祉は市町村のような小さな団体がむしろいい。医療はそうはいかない、医療は高度医療や3次救急のことを考えると都道府県単位の方が医療計画も立てやすい。都道府県が保険者になるのが理にかなっている。都道府県が運営主体になるとすると、保険料の収納率をどう上げるかが課題。都道府県が市町村に協力を求められるよう、国が支援する必要がある。広域連合では難しい。運営主体は都道府県

を軸に、池上委員案と宮武委員案を合わせて、最終的に宮武委員の案を詰めていくのがよいのではないかとというのが私の意見。(鎌田委員)

- ・ 広域連合は組織として広く利用者に認知されておらず、新たな制度の運営主体は都道府県とすべき。その際、市町村の責任も明確にすべき。(樋口委員)
- ・ 運営主体を仮に都道府県にした場合のメリットとして、都道府県が現在実施している健康増進事業や医療費の適正化について、医療サービスの提供等の施策と有機的に連携させながら実施できる。広域連合では十分に連携が図りたい点が問題である。(横尾委員)
- ・ 仮に財政的に国が支援するとなれば、都道府県でも引き受けることができるか。市町村は良い協力・連携体制をとりながら実務をやる。財政は国がサポートする。そしてより効率的なマネジメントを一緒に作っていくという形であれば、知事会としても了解が得やすいのではないかと。(横尾委員)
- ・ 広域連合の財源は市町村ごとの議決を経て支出しているものであり、一概に安定化とは言えないのではないかと。また、広域連合自体にも議会等が設置されており、その運営にも事務負担等が発生している。さらに、市町村から派遣される職員は数年で入れ替わるため、必ずしも事務に精通した職員が対応しているとは限らない。(横尾委員)
- ・ 「広域連合又は都道府県が運営主体となる場合には、窓口業務等は市町村が行う」との記載があるが、県民税等の徴収については、市町村に業務委託をしている例もあり、すべて市町村というわけではなく、広域化・一元化の1つのメニューとして、事務のあり方は今後検討する必要がある。(横尾委員)
- ・ 国がどの程度財政支援をして支えることができるかということが明らかになれば、かなりの部分、都道府県としてもやれるのではないかと認識の方が関係担当幹部にもおられるのではないかと感じる。(横尾委員)
- ・ 「都道府県としても大いにやってみるべきではないか」、「都道府県としても何か関わるようなこともすべきではないか」という意見等が関係者の中にはあり、こういった姿勢には高く敬意を表したい。(横尾委員)
- ・ 本来は住民と最も向き合っている市町村が保険者であるのが望ましいが、これから先の少子高齢化において、保険者としてリスク分散ができない市町村が極めて多くなっていくことを考えると、都道府県による運営を考えざるを得ない。その際に、一番身近な市町村の役割をどうやって担保していくのかが大きな課題。(宮武委員)
- ・ 市町村国保はいずれ人口減少で行き詰るため、都道府県に権限を逆委譲すべき。(岡崎委員)

イ 広域連合等が担うべきとするご意見

- ・ 現在の後期高齢者医療広域連合をベースに、運営主体を検討すべき。(齊藤委員)
- ・ どのような見直しが行われるにしても、市町村国保が重要な役割を担うことにな

る。市町村国保においては、保険料が賄えきれずに、一般会計からの繰り入れが行われている。県の役割というものは十分認識しているが、都道府県単位としても市町村国保と同様の問題が発生することから、国が十分に支援しないと、受け皿となり得ない。(神田委員)

- ・ 運営主体の問題は都道府県と市町村が対立する問題ではない。まず、国がどう関わり、どのような財政の仕組みでやるのか、どのように財源補填をするのか、覚悟を示すべき。(神田委員)
- ・ 福祉分野では市町村が重要な役割を担っている。市町村が行う健康相談や健康診査は医療保険とも関係の深いものであるし、保健センター等も整備されている。都道府県の役割はそれをフォローしていくことではないか。(神田委員)
- ・ 資料に掲げられているメリット・デメリットが形式的ではないか。デメリットにも改善可能なものと重大なものがある。(神田委員)

ウ 検討の視点に関するご意見

- ・ 運営主体については、制度論ではなく利用者の視点から検討すべき。都道府県単位の広域連合が役割を担うことも考えられるが、どこが一番サービスを提供するのに適しているのかという視点から制度設計をすべき。(堂本委員)
- ・ 運営主体については、いくつかの視点から見た考え方がある。財政面からの視点では、大きな単位ということがある。住民の健康状態の確保からの視点では、基礎自治体のきめ細かなサービスがある一方で、都道府県の広域的な健康増進の取組がある。被保険者の利便性、窓口の利用、保険料の収納などについて、都道府県と市町村がいかに協力して高齢者医療制度を支えていくのかという考え方が必要である。(岩村座長)
- ・ 保険者の統一化という点では、京都府での新しい試みなどがあり、その状況など最新の情報も共有すべき。(横尾委員)
- ・ 新制度の受け皿として想定される市町村国保の有様に深く踏み込んだ議論は、十分な時間をかけて行うべき。(神田委員)
- ・ どこが運営主体となるかによって議論が相当変わってくる可能性がある。少なくとも保険の財政運営上の単位としては、保険の数理係数上の原理からしても、まず都道府県単位での広域化は避けて通れないのではないか。については、市町村国保の都道府県単位化による広域化についても、この会議で十分に議論いただきたい。(藤原委員)
- ・ 市町村国保の広域化は避けられない。国保制度を守っていかないと国民医療は支えきれない。(岡崎委員)
- ・ 市町村国保の広域化について、社会保障審議会医療保険部会とこの改革会議とでは議論の中身に大きなギャップや齟齬があり、また進捗にも大きな差がある。部会と改革会議の広域化の考え方をどう捉えたらいいのか、大変戸惑っている。(神

田委員)

- ・ 合意形成ができた都道府県から順次広域化を行うということになると恐らく広域化は進まないため、一定期限を切りながら広域化を行うべき。(岡崎委員)
- ・ 法律により保険者を解体できるかという点については、医療保険制度というのは基本的に国が枠組みを決めながら、それを法律で制定し、保険者を設立して、被保険者を設定するという形で成り立ってきたことを考えれば、法律で十分合意ができれば、保険者の組み替え、広域化は可能である。(岡崎委員)

(4) 費用負担のあり方

ア 公費について

- ・ 国保と後期高齢者医療制度の統合を考えた場合、国保が有力な基盤となるが、約7割の国保が単年度赤字であり、約3,800億円を一般財源から繰り入れている現状がある。このため、現行の国保も含め財政制度自体を分かりやすくし、一定の公費を入れ、国保の財政基盤を強化すべき。(岡崎委員)
- ・ 新たな制度においては、現役世代の負担が加重にならないよう理解と納得の得られる費用負担が必要であり、一定の所得がある高齢者には応分の負担を求めるとともに、公費負担の拡大も含めた財源のあり方を検討すべき。(小林委員)
- ・ どういう制度設計をするにしても、公費の負担増を検討していくということでない、医療保険制度全体の持続可能性はない。(小島委員)
- ・ 今の費用負担の方法では現役世代の保険料が過剰なものとなっている。今後の新しい制度の財源負担を考える場合には、公費を増やしていくという方向がないと、現役世代の負担がますます過重になっていくと考えている。この点は、制度を議論する大前提として強調しておきたい。(小林委員)
- ・ 社会全体で支える公費の割合と現役世代を中心とする保険料部分の負担割合についても、固定化せずに高齢化の進展に応じて公費を増やすような調整の仕組みの導入を検討すべき。(小林委員)
- ・ 高齢者医療の保険給付財源については、現役世代の保険料に依存するには限界があることから、高齢者医療制度への公費投入割合を高めることが不可欠。そのためにも、税制改革の議論がセットで行われることが期待される。(齊藤委員)
- ・ 新たな制度においては、介護保険と同様、5割の公費を投入すべきである。公費以外の部分は、高齢者と若年者の人数比で按分し、それぞれが保険料を負担する。(対馬委員)
- ・ 健保組合等の支援金・納付金の負担は、保険料収入の45.2%と過重であるので、前期高齢者の層にも5割を目途とする公費投入を目指すべきである。また、財政事情の厳しい健保組合への財政支援の継続、強化が不可欠である。(対馬委員)
- ・ 65歳から74歳までの前期財政調整の仕組みを75歳以上に拡大し、75歳以上の方の医療費の5割に公費を投入すべき。(阿部委員)

- ・ 今後の高齢者医療費の見通しを踏まえると、その財源について深刻な事態が生じることが考えられるため、将来の恒久的な財源の確保が重要であり、国における財政負担を明確に示すべき。(知事会(西川代理))
- ・ 今後の少子高齢化の進展を考えると、公費の拡大をお願いせざるを得ない。(樋口委員)
- ・ 高齢化の進行に伴い増え続ける医療費の負担に対し、公費の役割の拡大を明確に位置付けた上で議論を進めていく必要がある。(小林委員)
- ・ 公費投入の額を増やさなければ、財政調整を行ったとしても、全ての保険者が納得することは難しい。(三上委員)
- ・ 公費の投入については、所得捕捉することや、消費税を議論しなければ前に進まないのではないか。(横尾委員)
- ・ これからの社会保障制度を支える財源のあり方については、公費においてもできるだけ特定の世代に偏らない負担ということが重要である。社会保険料と同様の現役世代の賃金に着目した税と、各世代において幅広く負担する税を併せて考えていくことが今後の社会保障の安定的な運営には大事である。(小林委員)
- ・ 高齢者医療制度の見直しにあたり、真水の公費投入を拡大するという方向性について、委員の間で認識を共有したい。(齊藤委員)
- ・ 健保組合では、自分たちが集めた保険料の半分をそれ以外の方々に拠出するという点であると、事業主、被保険者の納得を得るのは難しいという状況もある。そういうことも含めて、国費の投入ということを全体的に共有すべき。(対馬委員)
- ・ 試算の中では、公費負担が減り、国保の負担が増えることとなっている。公費負担減少の理由は、総報酬割の導入を前提としているが、実施可能なか疑問である。その場合、国保の過大な負担は、どこから補填するのか。(岡崎委員)

イ 若人の保険料について

- ・ 高齢者医療を支える各制度間での負担のあり方については、各制度の負担能力を反映し、現役世代の納得が得られる制度となることが重要である。(小林委員)
- ・ 新たな制度においては、現行の後期高齢者医療制度の医療給付費に対する財政調整の仕組みを残すか、新たに全年齢に係る公費や支援金等による仕組みを設けるか検討すべき。(宮武委員)
- ・ 被用者保険は国保に比べて、一般的に若人が多く、所得水準が高く、さらに一人当たり医療費が安いなど、相対的に恵まれた保険運営環境にある。したがって、国民皆保険の基盤となっている国保に高齢者が加入するのであれば、被用者保険からの財政調整による支援が不可欠であり、現在の加入者数に応じた調整ではなく、所得を考慮した負担能力に見合った財政調整を行うべき。(知事会(西川代理))
- ・ 支援金のあり方については、高齢者の医療費を社会全体で支えるという観点から、各医療保険制度間で公平に負担することとなるよう、被用者保険者間は総報酬按

分とすべき。(小林委員)

- ・ 老人保健制度や後期高齢者医療制度が創設された経過を見ても、突き詰めれば高齢者と無職の方が多く国保の財政問題であり、被用者保険はそれを支援してきた。国民健康保険と被用者保険のあり方をもう一度考えるべき。(小島委員)
- ・ 若人の保険料については、65歳以上に5割の公費投入を前提として、被用者保険者内は、保険者の負担能力に応じた負担とすべきであるが、総報酬割については、予算や公費の節減の観点ではなく、制度論としての公平性・納得感・整合性・経緯という観点から、本当に総報酬割がいいのかどうかを議論すべき。その際は、原則、65歳以上が給付対象で、(保険料について)総報酬割をしていない介護保険制度との関係も考慮すべき。(対馬委員)
- ・ 総報酬割を導入すると、現在の前期高齢者の財政調整制度における医療費適正化に対する保険者のインセンティブを働かせる仕組みがなくなってしまうという問題もある。さらに、総報酬割を導入する場合には、従来以上に所得の把握を厳格に行う仕組みが必要である。(対馬委員)
- ・ 経済が活性化して保険料収入が増加するといった良い循環を作るためにも、現役世代のやる気と活力が重要である。若人において高齢者医療制度への抛出感が過大なものとなり、活力をそぐような事態とならないような仕組みとすべき。(齊藤委員)
- ・ 現役世代にとって過度に重い保険料負担にならないような制度改革をお願いしたい。(齊藤委員)
- ・ 保険者や団体を代表する方が、それぞれの立場で発言しているが、医療保険制度の議論においては社会連帯の理念が重要であり、それぞれの保険者が集めた保険料は、国民全体のものであるという考え方の下に議論を行う必要がある。(三上委員)
- ・ 新たな制度においては、事業主の負担が現状を下回らない制度とすべき。(阿部委員)
- ・ 企業においても、法人税や社会保険料により社会保障制度を支えている。これら企業の負担についての国際比較等も踏まえて議論すべき。(知事会(西川代理))

ウ 高齢者の保険料について

- ・ 国民皆保険を守る観点から、高齢者にもその負担能力に応じた適切な負担を求めるべき。(齊藤委員)
- ・ 高齢者の方々から、応能負担とか応益負担という意見が出るということに敬服する。(対馬委員)
- ・ 収入のある高齢者は、応分の負担をして、ただ乗りする気などは決してない。(樋口委員)
- ・ 高齢者の保険料については、若人と高齢者の負担の透明性が確保された仕組みとすべき。(対馬委員)

- ・ 保険料及び保険者間の財政調整の検討にあたっては、その高齢者がこれまでの人生において、どの保険者に属していたのかを可能な限り反映できる制度にすべき。(堂本委員)
- ・ 高齢者だけが利益を得るのではなく、たとえ低所得であっても高齢者も国民の一人として少額の保険料を負担するなど、全ての高齢者が一定の負担をすべき。(樋口委員)
- ・ 年齢のみを区分とした保険料の減免はない方が良いという意見に賛成である。(樋口委員)
- ・ 国民皆保険が国民全体の連帯だと考えると、保険者間の差を明らかにつけることは非常に問題ではないかと考える。(三上委員)

エ 患者負担について

- ・ 新たな制度においては、必要な医療を保障し、65歳以上の方は原則として9割給付とすべき(1割負担とする)。(阿部委員)
- ・ 65歳未満の窓口負担についても、現行の3割負担というのは非常に高すぎるので、2割負担にすべき。(阿部委員)
- ・ これまで自己負担分を増やして給付を抑制することで医療費を抑えてきたので、新たな制度については、高齢者の自己負担が増えないような制度を検討すべき。(三上委員)
- ・ 患者負担については、負担の公平性の観点から3割が限界である。現行の高齢者の負担割合は、原則として、70~74歳は2割、75歳以上は1割であるが、どの程度の患者負担が世代間の公平の観点から適当であるかという議論をすべき。(知事会(西川代理))
- ・ 現在の窓口負担、75歳以上が1割、70歳から74歳は2割、それ以外は3割となっているが、これ以上の負担増はすべきではない。(小島委員)
- ・ むしろ70歳以上については1割負担ということで、高齢者の窓口負担を軽減することを基本的に考えるべきではないか。(小島委員)
- ・ 自己負担については、無駄な受診を減らし、効率化を図ることを目的に徐々に引き上げられてきた。しかし、調べてみると低所得者ほど窓口負担が大きいことを理由に受診を控えているという実態があり、必要な医療が抑制されていると考えられる。また、病院で治療費を支払わない方が増加しており、公立病院では自治体の税金を投入して支えている実態もある。自己負担が大きいことも治療費未払いの原因の一つになっている。したがって、新たな制度においては、自己負担を今よりも引き下げる方向で考えるべき。(近藤委員)
- ・ 患者負担については、現役と同じ3割というのは非常に苦しいかもしれない。まず2割にして、さらに高額療養費等の適用のところで工夫すべきではないか。(対馬委員)

- ・ 応益負担の問題では、窓口負担があるが、これについては年齢によって病気がちの方、何度も病院にかかるような方については、窓口負担は一定程度引き下げることが適当である。(三上委員)

※ 財源構成の試算について

- ・ 国保が負担増となり、財政がもたない。国保の財政基盤をしっかりと確立させる方向で整理すべき。(岡崎委員)
- ・ 基本的な考え方の6原則にあるように、国保の負担増に配慮するという観点から、一定の工夫が必要である。そうでなければ、都道府県が運営主体となることも困難ではないか。(横尾委員)
- ・ 75歳以上の高齢者の医療給付費に約5割の公費を投入する場合には、国保は負担が増加するが、ほぼ同額が負担減となる公費を充てることとすれば、それほどひどい負担増にはならない。しかしながら、今後の急速な少子高齢化の中にあつては、公費を段階的に投入し、被用者保険を中心として保険料の負担増を抑えていくという仕組みを導入しなければ、被用者保険側は納得しないのではないか。(宮武委員)
- ・ 65歳以上の高齢者の医療給付費に約5割の公費を投入する場合には、国保及び公費の負担が大幅に増加するが、その財源を確保するには消費税率を1%増加させる必要があり、短期間での実現は極めて難しいのではないか。(宮武委員)

オ 将来推計について

- ・ 新たな制度を中長期的な観点から考える上で、高齢者の医療費の推移、保険区分ごとの医療費・公費負担・保険料・支援金等の将来推計を踏まえて、議論すべき。(神田委員)
- ・ 医療保険制度の抜本的な改革を行うのなら、医療費の将来推計をきちんと踏まえて議論すべき。(山本委員)
- ・ 持続性という意味から、現時点のみならず、団塊世代が後期高齢者となる2025年時点までの財政影響をしっかりと見て検討していきたい。(齊藤委員)
- ・ 足元だけの議論ではなく、2025年までの試算を踏まえて議論すべきだ。(対馬委員)
- ・ 将来の医療費の負担や現役世代の負担の水準がどうなるかという将来の負担の推計も、複数のシナリオで示していただくことが必要である。(小林委員)

(5) 保険料、給付等のあり方

- ・ 新たな制度の保険料は「応能負担」を原則とし、格差のない料率を設定すべき。(阿部委員)
- ・ 税制改正で65歳以上の年金の老年者控除が廃止され、公的年金等控除の最低保障

も減額された結果、住民税が上がり、国保料や介護保険料が上がっており、これは元に戻すべき。(阿部委員)

- ・ 後期高齢者医療制度における個人単位の保険料賦課は、世帯単位に戻す。地域保険に加入する方の保険料は、世帯主に賦課すべき。(阿部委員)
- ・ 国民健康保険をベースにした受け皿となれば、世帯単位という流れではないか。(小島委員)
- ・ 75歳以上は個人で保険料を払っているが、国保は基本的に世帯単位での保険料賦課になるので、ここもどういう調整をしていくか、技術的に難しい問題もある。(岡崎委員)
- ・ 高齢者の医療保険は保障の理念が重要であり、保険料の上限の見直しや保険料率の一本化なども検討すべき。(三上委員)
- ・ 地域保険で国民健康保険の方が受け皿となれば、現在の世帯単位での上限の見直しも必要ではないか。(小島委員)
- ・ 国保の賦課の上限は職域保険と均衡するように引き上げるべき。(阿部委員)
- ・ 国保の保険料の上限は職域保険と同額まで引き上げるべきではないか。(樋口委員)
- ・ 所得のある方の保険料の上限について議論すべき。50万円より高い上限を段階的に設定してもよいのではないか。(樋口委員)
- ・ 若年の国保の保険料についても、都道府県単位でできるだけ統一すべき。(宮武委員)
- ・ 現在の保険料の徴収のあり方として、年金天引きかあるいは口座振替の選択。これは、本人の同意を前提にするべきであるので、基本的には年金天引きにするか口座振替にするかは、年金受給者については選択制にすることが適当である。(小島委員)
- ・ 負担の公平と給付の平等を図ることについては、委員全員の理念として一致しているのではないか。(三上委員)
- ・ 被扶養者の保険料の軽減措置は、制度加入時に被扶養者であったことにより対象としているが、その後、扶養関係がなくなった方の取扱いについても考慮する必要がある。(樋口委員)
- ・ 女性の立場からは、夫が亡くなり被扶養関係がなくなると負担が増えてしまうという二重の問題が起こってくる。(樋口委員)

4 高齢者のための医療サービス等について

- ・ 本会議においては、各論的な議論はできないが、高齢者に関わりの深い医療サービスの基本的な考え方については議論すべき。(近藤委員)
- ・ 診療や健康診断についても年齢による区分はしないことを明確にすべき。(阿部委員)
- ・ 医療サービスや保健サービスについては、高齢者と現役世代で基本的に差をつけるべきではない。(対馬委員)

- ・ 新たな制度の枠組みについては、6つの原則に則って議論することになる。医療サービス全般については、別途議論する必要があるが、高齢者にふさわしい医療の考え方については、この会議で打ち出すべきである。(宮武委員)
- ・ イギリスでは、医療崩壊と言われる状況から立ち直る際に、NSFと呼ばれる疾患領域ごとの10カ年の長期計画を策定しており、この中に高齢者医療版というものもある。日本版NSFにより、10年後の目標設定を行い、それを実現する手立てを考えてモニタリングするような考え方を行うべき。(近藤委員)
- ・ 日本の医療費をOECD平均並みに上げつつ、それ以上に上がらないシステムについて検討していく必要がある。そのために、かかりつけ医制度や終末期相談支援料が、どのような役割を担えるのか考えていく必要がある。(鎌田委員)
- ・ 高齢者は慢性的な疾患を抱えやすく、かかりつけ医制度については、他の先進諸国と同様、必要である。(宮武委員)
- ・ かかりつけ医を制度として導入するには、まだ無理がある。(阿部委員)
- ・ 後期高齢者終末期相談支援料については、導入の仕方に問題があったが、自分がどのように最期を迎えるかについて、看護師や医者と相談していくといった制度は必要である。(宮武委員)
- ・ 病院に頼りすぎていた日本の医療を、自宅や自宅に近い環境で最期まで暮らし、看取ることができるような体制に変えていくべき。(宮武委員)
- ・ 終末期医療制度は、せっかく国民的合意ができつつある段階で、打ち出し方が悪く、議論が後退してしまった。新たに国民・高齢者が論議できるようにすべき。(樋口委員)
- ・ 新たな制度の医療サービスについては、高齢者の健康維持・諸機能維持に必要なリハビリについても検討すべき。(樋口委員)
- ・ それぞれの地域において、入院に頼り過ぎることなく、切れ目なく必要な医療・介護・リハビリが受けられる体制を構築することが重要である。(神田委員)
- ・ 新たな制度のあり方の前提として、救急医療、周産期や小児科医療などをはじめとする医療崩壊を防止するために医療費総額を拡大し、診療報酬をさらに引き上げるべき。(阿部委員)
- ・ 75歳に着目した診療報酬体系が廃止されたが、複数の疾患あるいは重複受診をどう避けて、より効果的な医療にするかは重要である。(神田委員)
- ・ 高齢者が医療を過剰に受けているようにも思えるので、医療を受ける高齢者のあり方についても考える必要がある。(岩見委員)
- ・ 都道府県別ぐらいで競争原理がきちっと働くような保険者機能というものを持って、そこで3次救急はどうするか、健康づくり運動はどうするかという競争がきちっと行われていくことによって、国民は安心できるのではないか。(鎌田委員)
- ・ 高齢者医療確保法に規定されている特定健診や特定保健指導は非常に斬新な考え方である。20年度は混乱もあったが、健保組合としても、保険者機能を発揮しながら積極

的に取り組んでいる。(対馬委員)

- ・ 特定健診及び特定保健指導は、保険者機能の強化のために効果的な取り組みとなっており、更に進めていく必要があるが、健診等の実施率による支援金の加算・減算の仕組みは、廃止を含めて見直すべき。(小林委員)
- ・ 5年後には後期高齢者支援金について10%の加算・減算という措置が導入されることになっているが、加算・減算の仕組みはやめるべき。(小島委員)
- ・ 生活習慣病の予防について、今までどちらかという自治体任せで、国として本腰を入れてやってこなかったのではないか。今回、政府、自治体、医療機関を挙げて予防医療に取り組むという方針を示すべきである。(阿部委員)
- ・ 医療費の増大が見込まれる中で、健全な方法により医療費の伸びを抑制していくことは重要である。新たな制度においても、健康づくり事業などの受益と負担を連動させる仕組みを導入すべき。(知事会(西川代理))
- ・ これからは健康づくりであれば、健康相談・指導・保健サービスといった点が重要になる。(神田委員)
- ・ 保健サービスについて、「サービスは受けるもの」という認識があるが、「国民の健康の維持」というのは、受けるものでも、与えるものでもなく、国民一人ひとりが自ら育まない限りできないものである。サービスという言葉をおのま本当に使うて良いのかとも感じている。(横尾委員)
- ・ ジェネリック医薬品の使用促進のパイロット事業として、後発医薬品を使うと費用が軽減される通知を広島支部の加入者に送らせていただいた結果、約2割の方が先発医薬品から後発医薬品に切替えている。今年度は、この事業を全国展開しているが、広域連合でも国の支援をいただいてぜひ進めていただきたい。高齢者医療費の効率化、高齢者の方の窓口負担の軽減につながる。(小林委員)

委員配布資料

目次

岡崎委員配布資料	2
白川委員配付資料	6
藤原委員配布資料	10
宮武委員配付資料	12
横尾委員配布資料	18

岡崎委員配布資料

医療制度改革及び医師等確保対策に関する決議

高齢化の進展等に伴う医療費の増嵩は、各医療保険制度の財政運営を圧迫している。とりわけ、国民健康保険は、加入者における高齢者・低所得者の割合が著しく高いうえ、近年の経済不況に伴う失業者の急増により一段と厳しい事態となっている。

このような中、政府は、昨年11月、厚生労働大臣のもとに「高齢者医療制度改革会議」を設置し、国民皆保険制度の堅持を前提に後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度のあり方について検討を進めているところである。今後、年末に最終取りまとめを行い、これを踏まえ、明年の通常国会に法案を提出し、平成25年4月から新しい高齢者医療制度を施行する予定としている。

一方、自治体病院等においては、病院の閉鎖等による地域医療の崩壊や医師不足等に伴う様々な問題が生じ、住民の安心・安全の確保に責任を負う都市自治体や住民自治の根幹を揺るがしかねない事態となっており、早急な対応が必要となっている。

よって、国は、特に下記事項について万全の措置を講じられたい。

記

1. 医療保険制度について

- (1) 後期高齢者医療制度を廃止して新たな高齢者医療制度を創設するに当たっては、被保険者をはじめ現場に混乱をもたらさないためにも、運営主体を以前の市町村単位に後戻りさせることはあってはならず、その改革の方向としては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国または都道府県を保険者とする国民健康保険制度の再編・統合等を行うこと。
- (2) 後期高齢者医療制度の廃止に伴い、国民健康保険制度の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (3) 新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保するとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間を設けること。

2. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

(1) 産科医・小児科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の実態を踏まえ、国の主要施策である質の高い医療サービスの実現等を実効あるものとするとともに、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保すべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

(2) 自治体病院をはじめ公的病院については、地域の実情に応じた医療を確保することができるよう、十分な財政措置を講じること。

また、自治体病院をめぐる経営環境が激変していることにかんがみ、経営改善等に係る具体的な情報提供や財政措置などの支援策を積極的に講じること。

以上決議する。

平成22年6月9日

全国市長会

白川委員配布資料

平成22年4月27日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

日本経済団体連合会 会長 御手洗富士夫
日本労働組合総連合会 会長 古賀 伸明
全国健康保険協会 理事長 小林 剛
健康保険組合連合会 会長 平井 克彦

高齢者医療制度の再構築に向けて（要望書）

政府は、高齢者医療制度の再構築に向け、「高齢者医療制度改革会議」を中心に議論を進めている。このたび、被用者保険に関係する4団体で協議した結果を踏まえ、4団体は政府に対して以下の事項を要望する。政府におかれては、これらを斟酌され、高齢者医療制度改革会議の中間とりまとめ、最終とりまとめに臨んでいただきたい。加えて、来年度以降の政策の策定や予算編成に向けても、これらの要望が十分に活かされることを強く要望する。

1. 高齢者医療制度に対する公費負担の拡充

現在の高齢者医療制度は、現役世代に対して過重な負担を求めている。人口の高齢化等により医療費の増大は避けられず、このままでは現役世代は過重な負担に押し潰されてしまう。よって、

- (1) 医療保険制度全体を持続可能なものにしていくために、新たな高齢者医療制度の構築に際しては、公費負担を拡充していただきたい。併せて、公費負担拡充のための安定財源を確保する必要があり、それを実現するための道筋を早期に示されたい。
- (2) こうした改革が実現されるまでの間、被用者保険の各保険者に対する財政支援の継続と拡大を要望する。

2. 地域保険と被用者保険の維持と発展

高齢者医療制度を支える現役世代の医療保険制度については、従来どおり、地域保険は国保が、被用者保険は健保組合、協会けんぽ等の各保険者が担い、それぞれが加入者の特性に応じた保険者機能を発揮する制度体系が最善である。

保健事業や医療費適正化への積極的な取り組みは、国の期待に応えるものであると同時に、医療保険制度全体の安定化にも寄与するものであるが、これらの取り組みについては、被用者保険の各保険者が、職域の基盤を最大限に活用し、事業主と従業員の協力のもと効率的な運営に努めることが重要である。

将来にわたり、国保と被用者保険の両者が共存する制度体系を維持し、地域と職域、それぞれの保険者機能を活かしつつ発展させていくことを要望する。

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 ~~案~~

平成二十二年五月十一日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずること。

一、後期高齢者医療制度及び前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整による拠出金負担によって、運営に困難をきたしている保険者に対する財政支援を、同法案の措置期限である平成二十四年度までの間、継続し、かつ更に充実すること。

二、国民健康保険制度については、広域化等支援及び適切な財政支援を行うこと。

三、高齢者医療制度に係る保険者間の費用負担の調整については、その再構築に向け、広く関係者の意見を聴取するとともに、若年者の負担が過大なものとならないよう、公費負担を充実すること。

右決議する。

藤原委員配布資料

高齢者医療制度改革に関する意見

新たな高齢者医療制度の創設にあたっては、国民に不安や混乱を与えることなく、幅広い理解と納得が得られる制度とするよう、性急に結論を出さず、慎重に検討すること。

また、国民健康保険の安定運営を確保するため、特に下記事項を実現すること。

記

1. 改革の基本的な方向性

現行制度創設の経緯と制度定着の現状を鑑み、現行制度の根幹は引き継ぐとともに、保険料負担は現行水準を維持すること。

また、国民皆保険制度の受け皿である国民健康保険を将来に亘って堅持するための国の責任を明確に示すこと。

2. 運営責任

都道府県単位の財政運営により保険料負担の公平化及び財政基盤の安定化を目指した現行制度の利点を引き継ぐとともに、制度運営の責任は都道府県が担うことを明確にした制度とすること。

3. 国保の負担増とならない制度設計

国民健康保険の負担増とならない制度設計を行うこと。

4. 市町村国保の広域化

保険料水準の格差解消を図りつつ、市町村国保を都道府県単位の広域化し、制度運営の責任は都道府県が担うこと。

5. 準備期間の確保

新制度への移行にあたっては、システム改修等を含め、現場での混乱を避けるため十分な準備期間を確保すること。

平成22年6月18日

全国町村会

宮武委員配布資料

第7回高齢者医療制度改革会議・各位

急用で欠席することとなり、非礼を御詫びするとともに以下の意見書をお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

平成22年6月19日

宮武 剛

意見書

現行の「高齢者医療制度」廃止後の、新たな制度体系は国民皆保険体制を支える「地域保険」の再構築を大目的に設計すべきである、と考えます。その観点から、望ましく、実現可能性の高い制度設計のポイントは以下のような概要ではないか、と想定しております。

- 1、原則75歳以上の大半を市町村国民健康保険（市町村国保）に再び迎え入れる（被用者保険の被保険者本人、被扶養者を除く）。
- 2、その市町村国保の多くは、少子高齢化の急進展に連れてリスク分散が難しい苦境に陥りつつあり、都道府県単位に衣替えすべき時代を迎えたのではないか。
- 3、75歳以上はもちろん、65歳～75歳未満（被用者保険の被保険者本人、被扶養者を除く）の大半も引退世代であり、現役（若人）世代との

間には負担能力や医療ニーズ等に大きな差がある。このため原則 65 歳以上については同じ都道府県単位の国保の加入者ではあるが、財政運営のみ異なる調整を図る。

地域保険の再編成といった大改革を一気に実現するのは難しく、各市町村国保がまず 65 歳以上について都道府県単位の財政調整を講じ、次いで現役世代も都道府県単位の再編成する段階的な移行策の方が実現可能性は高いのではないかと。

- 4、65 歳以上に係る財政調整策は、これまでの議論や試算を踏まえるなら、①原則 75 歳以上は現行制度と同様に保険料 1 割、各制度からの支援金 4 割、公費 5 割の財政調整（支援金の算定方法は別途協議）②65 歳～75 歳未満については該当年齢の保険料を該当年齢が使う医療費のみに充当する（先充て方式）などで総費用に占める保険料の比重を高める（この財政調整により負担増の制度に対する手当ては別途協議）。

しかし、現役世代を含めると年齢層によって三層構造の保険料体系となり、その複雑さを避けるなら 65 歳以上のすべてを対象に保険料、公費、支援金の組み合わせで財政調整を図る方策もある。

この 2 層構造については、公費充当額や各制度の負担の変化等について詳細な試算が必要になる。

5、国保を都道府県単位に再編成する場合、最難問は保険料の扱いで、保険料を統一する場合は、道路一つ、橋一つ隔てただけで負担が異なる市町村ごとの格差を解消し、財政基盤の安定を図れる。一方で、市町村ごとの収納率の向上等の努力が軽視・無視される恐れがあり、保険料が現在より極端に高くなる地域も予測される。

6、改革会議における有識者からの意見徴収では、とりわけ市町村の努力を生かす方策が求められた。その趣旨を優先するなら「分賦金方式」は有力な選択肢になる、と思われる。すでに高知県の国保関係者による「国保事業の事務の広域化」報告書でも広域連合による「直接賦課方式」と並び「分賦金方式」が併記された。

この方式を都道府県単位の国保で採用すると、都道府県は医療費実績に応じ、いわば基準保険料を設け、それを基に各市町村の収納率等を勘案し、納付すべき保険料総額（分賦金）を個別に定める。各市町村では、その総額を基に保険料算定方法を定めて徴収する。都道府県にとっては納付総額が保障される。各市町村は収納率を高めると保険料の上昇を抑えることができる。また、医療費の適正化に努めると公費負担が抑えることができることから、各都道府県に加えて、各市町村の取組の推進が期待できる。

7、当初は65歳以上対象の都道府県単位の財政調整を実施する場合も、都道府県は基準保険料の設定・分賦金の算定・国保連合会を通じたレセプト点検・診療報酬の支払い、医療計画の策定、高齢者医療費の分析などを引き受ける。市町村は「分賦金方式」によって高齢者の保険料設定・保険料徴収・保険証発行・窓口サービス・健康診査などの業務を担当し、この役割分担を次第に全年齢層へ拡大することで、都道府県と市町村が地域保険の共同運営に当たる近未来図を描けるのではないかと。

以上

横尾委員提出資料

後期高齢者医療制度に関する要望書

平成22年6月9日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度は平成24年度末で廃止することとされ、現在、「高齢者医療制度改革会議」において、新たな高齢者医療制度の検討がなされている。

新制度移行まで継続される現行制度については、これまでに改善がなされた事項の継続実施に加え、さらに改善が必要な事項に対する早急な対応が必要である。

また、新制度の創設に当たっては、被保険者等に不安や混乱を与えることなく、公平で分かりやすく、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度となることを望むものである。

現行制度の円滑な運営と新制度の構築に向け、国は、下記に掲げる事項について、特段の配慮をされるよう要望する。

記

後期高齢者医療制度に関する重点要望

1 現行制度に関する重点要望事項

(1) これまでに課題として整理されている事項について、広域連合、市区町村等との意見交換を十分に行うとともに、その意見を尊重し、現場等への影響を考慮した上で、スケジュールの調整等を行い、早期に改善すること。

また、制度廃止以降の業務処理に支障が生じないように、処理手順及びスケジュールを明示するとともに、被保険者に不安・混乱が生じないように制度の廃止時期等について広く周知を行うこと。

(2) 平成24年度の保険料率改定においては、被保険者の保険料負担が増加しないよう、必要な財源を国において確保すること。

また、低所得者等に対する現行の保険料軽減措置を継続し、国費による予算措置を講ずること。

(3) 保険料の特別徴収について、対象となる年金の選択制の導入、月次捕捉による速やかな特別徴収移行及び保険料変更後も特別徴収の継続が可能となるよう関係機関へ要請し、改善すること。

(4) 健康診査を「努力義務」から「実施義務」に見直し、国・都道府県・市区町村の費用負担の法定化を図ること。

(5) 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)には、早期に改修が必要な不具合や改善事項が多くみられることから、電話等による広域連合への迅速なサポート体制を構築し、安定した運用に欠くことができない検証作業、動作確認等を十分に行い、広域連合及び市区町村の業務に支障が生じないようにすること。

また、バージョンアップ等に伴う作業経費等については、国の負担とすること。

2 新制度に関する重点要望事項

(1) 制度構築に当たっては、国民の合意が得られるよう、社会保障制度全般を視野に入れ、持続可能で分かりやすく、公平な制度とするため、被保険者及び関係機関と十分な議論を行い、その意見を反映させるとともに、必要な財源については、被保険者の負担や地方の負担を増加させることなく、全額国において確保すること。

(2) 国として国民各層にその理念・意義の周知を徹底すること。

また、制度への理解不足による混乱が生じることのないよう、あらゆる広報媒体(テレビ、新聞など)を活用し、国による積極的な広報を行うなど、国の責任において万全の策を講ずること。

(3) 運営主体は都道府県とし、国は将来にわたり国民皆保険制度を堅持するために必要な財政支援を拡充するとともに、都道府県、市区町村の役割分担を明確化し、保険者機能が十分に発揮できる体制とすること。

(4) 保険料徴収方法の選択、特別徴収の対象年金の選択及び月次捕捉による速やかな特別徴収への移行等を可能とすること。

(5) 一部負担金の負担割合を一律にし、自己負担限度額の区分判定においても分かりやすい判定基準とするなど、シンプルな制度設計とすること。

(6) 制度開始後の変更が起こらないよう、事前に十分な検討・検証を行うこと。

(7) 電算処理システムの構築に当たっては、十分な準備・検証期間を確保することにより、完成度が高く、現場の処理・実情に即した、安定的な運用が可能なものとし、支障が生じた際には、迅速かつ適切に対処できる確固とした体制を構築すること。

また、システム構築費用については、国の責任において全額措置すること。

後期高齢者医療制度に関する要望

1 現行制度に関する要望事項

(1) 標準システムについて、制度継続期間中に機器の更新時期を迎えることから、その対応策及び廃止後の縮退稼働に係る具体的で的確な取組方針等を早急に提示すること。

(2) 保険料について

- ① 低所得者に係る軽減判定について、世帯から個人へ変更すること。
- ② 被用者保険の被扶養者に係る情報提供時期について、迅速な軽減適用のため、職権での調査・適用等が可能な仕組みとするとともに、対象者に対する広報を被用者保険側でも行うよう要請すること。
- ③ 審査支払手数料は、保険料算定項目であるため、国庫の対象とすることにより、被保険者の負担軽減を図ること。
- ④ 年金記録の訂正に伴う年金受給額増額者への租税・保険料等への影響について、国・日本年金機構の責任において、国民への説明・周知等の対応を行うこと。

(3) 長寿・健康増進事業は、複数年度継続して実施することで効果が現れるものであるため、継続した財政措置を行うこと。

(4) 国庫負担金、調整交付金、国庫補助金等の交付については、年間交付計画を明確にするとともに、保険者の支払計画に支障のないよう速やかに交付すること。

また、被保険者の負担割合に影響が及ばないよう、国においては療養給付に対する定率交付は12分の4を確保し、広域連合間の所得格差を調整する「調整交付金」は、保険料率算定時より所得係数が上昇した場合でも財源不足により制度運営が困難とならないよう、国において別枠で確保すること。

(5) 対象者が高齢者であることを踏まえ、基準収入額適用、限度額適用・標準負担額減額認定の各種申請について、公簿等で確認ができるものについては、関係機関への要請やシステム改修等を行い、可能な限り簡素化すること。

(6) 医療費の一部負担金の負担割合及び自己負担限度額の負担区分の判定を個人単位で行うこと。

(7) 「標準負担額減額」、「高額療養費」等の判定について、他保険制度加入期間に係る必要な情報を引き継ぐこと。

(8) 健康診査に係る国庫補助基準額を引き上げること。

(9) 柔道整復、はり・きゅう及びあんま・マッサージに係る支給申請書等について、電子データ化を推進すること

(10) 臓器提供意思表示の被保険者証への記載について、国による十分な広報を行うこと。

(11) 高額介護合算療養費に関するシステムについて、該当者の抽出や該当者への勧奨及び給付額の算定等広域連合での運用に支障が無いよう、早急なシステム改修を実施すること。

また、システム対応が不可能な場合においても、簡素な方法による負担軽減が可能となるよう、制度の見直しを行うこと。

2 新制度に関する要望事項

(1) 現在なされている議論の内容等について、一元的かつ迅速な情報提供を行うこと。

(2) 新制度への移行に際し、現行制度の運営に支障をきたすことなくスムーズな移行が可能となるよう、十分に配慮すること。

(3) 制度への加入は、年齢到達の日単位ではなく月単位とすること。

(4) 低所得者の保険料については、被保険者への過大な負担とならないよう必要な措置を講ずること。

(5) 「標準負担額減額」、「高額療養費」等の判定について、他保険制度加入期間に係る必要な情報を引き継ぐこと。

- (6) 保健事業の円滑な実施体制を確立するため、国・都道府県・市区町村の役割分担及び財政措置を明確に規定するとともに、健康診査、人間ドック等の助成事業や実施内容等を年齢で区分しないこと。

平成22年6月9日

厚生労働大臣

長 妻 昭 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横 尾 俊 彦